

お 知 ら せ

当院における、医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術の実施件数は、下記のとおりとなっておりますのでお知らせいたします。

手術の実施件数の集計期間		令和6年1月 ~ 令和6年12月
1 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	○ 例
イ	黄斑下手術等	○ 例
ウ	鼓室形成手術等	○ 例
エ	肺悪性腫瘍手術等	○ 例
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	○ 例
2 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	○ 例
イ	水頭症手術等	○ 例
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	○ 例
エ	尿道形成手術等	○ 例
オ	角膜移植術	○ 例
カ	肝切除術等	○ 例
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	○ 例
3 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	○ 例
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	○ 例
ウ	ハセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	○ 例
エ	母指化手術等	○ 例
オ	内反足手術等	○ 例
カ	食道切除再建術等	○ 例
キ	同種死体腎移植術等	○ 例
区分4に分類される手術の件数		10 例
5 その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		○ 例
乳児外科施設基準対象手術		○ 例
ハ°-スモカ-移植術及びハ°-スモカ-交換術		9 例
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		○ 例
経皮的冠動脈形成術		○ 例
内訳（急性心筋梗塞に対するもの）		（ 例）
（不安定狭心症に対するもの）		（ 例）
（その他のもの）		（ 例）
経皮的冠動脈粥腫切除術		○ 例
経皮的冠動脈ステント留置術		○ 例
内訳（急性心筋梗塞に対するもの）		（ 例）
（不安定狭心症に対するもの）		（ 例）
（その他のもの）		（ 例）